

しょう しゃ ふくし せいど あんない
障がい者福祉制度のご案内
ちてき しょう しゃ
(知的障がい者)

あこう し しゃかい ふくしか しょう ふくし かり
赤穂市 社会福祉課 障がい福祉係

TEL 0791-43-6833

FAX 0791-45-3396

MAIL shougai@city.ako.lg.jp

ちゅう じぜん しんせい ひつよう おお かなら せいど りよう まえ たんとうまどぐち しかく じょうけんしんせい じきとう しょうさい かくにん
注) 事前申請が必要なものが多いため、必ず制度利用前に、担当窓口で、資格・条件・申請時期等の詳細について確認してください。

しるし しょう ていど がいとう た ようけん み かた たいしょう
※印のついた障がいの程度に該当し、その他要件を満たす方が対象となります。

じゅうど ちゅうど けいど
※Aは重度、B1は中度、B2は軽度となります。

せいど かいせい ようけん ないようとう へんどう ばあい
※制度改正により、要件、内容等が変動する場合があります。

区分 めいしょう 名称	おもな要件	内容	療育手帳 りょういくてちょう			とあさき お問い合わせ先	
			A	B1	B2		
経 済 援 護	じゅうしんしんしょうがいしゃ かいごてあて 重度心身障害者介護手当 の支給	さいみまん ざいたく げつじょう じゅうどしょう ・65歳未満で在宅6ヶ月以上のねたきりの重度障 がいのある人(原則介護保険サービスを利用してお らず、自立支援給付を受けていない人に限る)を介護 している人 しみんぜい ひかせい せたい ・市民税非課税世帯	かいごしゃ しきゅう 介護者に支給 げつがく えん 月額 10,000円 ねんど じょうげんがく まんえん (1年度あたり上限額10万円)	●			しゃかいふくしか 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	とくべつしょうがいしゃてあて しきゅう 特別障害者手当の支給	・20歳以上の在宅の方で、常時特別の介護を必要 とし、おおむね次の障がいの程度を有する人 (療育手帳A,B1) ・手帳を取得してなくても申請可 ・所得制限あり	しょう ひと しきゅう 障がいのある人に支給 げつがく えん 月額 28,840円 (R6.4～)	いし しんだんしょう はんてい 医師の診断書等により判定 はんてい けつか じゅきゅう (判定の結果により支給でき ない場合もあります)			
	しょうがいじ ふくし てあて しきゅう 障害児福祉手当の支給	・20歳未満の在宅の方で、常時介護を必要とし、お おむね次の障がいの程度を有する人 (療育手帳A,B1) ・手帳を取得してなくても申請可 ・所得制限あり	しょう こ しきゅう 障がいのある子どもに支給 げつがく えん 月額 15,690円 (R6.4～)	いし しんだんしょう はんてい 医師の診断書等により判定 はんてい けつか じゅきゅう (判定の結果により支給でき ない場合もあります)			
	とくべつ じどう ふよう てあて しきゅう 特別児童扶養手当の支給	さい みまん ちゅうどいじょう しょう こ よういく ・20歳未満の中度以上の障がいのある子どもを養育 している人 しょうとく せいげん ・所得制限あり	ふぼ また よういくしゃ しきゅう 父母又は養育者に支給 じゅうど げつがく えん 重度 月額 55,350円 ちゅうど げつがく えん 中度 月額 36,860円 (R6.4～)	てちょう うつ はんてい ・手帳の写し(A判定のみ) きてい しんだんしょ はんてい ・規定の診断書により判定 はんてい けつか じゅきゅう (判定の結果により支給でき ない場合もあります)			

区 分	お ち 主 要 件	ない よう 容	りょういでちよう 療育手帳			と あ さき お問い合わせ先
			A	B1	B2	
経 済 援	障害基礎年金の支給 <small>しょうがい きそ ねんきん しきゅう</small> ・国民年金の被保険者又は65歳未満の人が国民年金法による1・2級以上の障がいとなったとき（保険料の納付要件あり） ・20歳未満で上記障がいになった人（20歳に達してから申請）	<small>きゅう ねんがく えん</small> 1級 年額 1,020,000円 <small>さいいじょう ひと ねんがく えん</small> (69歳以上の人) 年額 1,017,125円 <small>きゅう ねんがく えん</small> 2級 年額 816,000円 <small>さいいじょう ひと ねんがく えん</small> (69歳以上の人) 年額 813,700円 (R6.4～)	<small>こくみんねんきんほうべつびよう</small> 国民年金法別表 <small>かにゅうねんきん しゅべつ</small> (加入年金の種別により申請先が変わります)	医療介護課 43-6813 (TEL) 43-6892 (FAX) kokuho@city.ako.lg.jp または ひめじ ねんきんじむしょ 姫路年金事務所 079-224-6382 <small>あんない ばん</small> (案内1番) (TEL) 079-224-0838 (FAX)		
	特別障害給付金制度 <small>とくべつしょうがいしやきゅうふきんせいど</small> ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入であった被用者等の配偶者で任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級相当の障がいがある人	<small>しょうがいきそ ねんきん きゅうがいとら</small> 障害基礎年金1級該当 <small>げつがく えん</small> 月額 53,650円 <small>しょうがいきそ ねんきん きゅうがいとら</small> 障害基礎年金2級該当 <small>げつがく えん</small> 月額 42,920円 (R 6.4～)	<small>とくていしょうがいしや たい とく</small> 特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律			
護 護	高齢重度障害者医療費助成 <small>こうれいじゅうどしょうがいしやいりょうひ じよせい</small> ・65歳以上の療育手帳A判定の知的障がいのある人(65歳から74歳以下の方は別途、後期高齢者医療保険加入手続きが必要) ・所得制限あり	<small>けんこう ほけん しんりょう う ばあい じこ ふた</small> 健康保険で診療を受けた場合の自己負担の一部を助成する	●	医療介護課 43-6820(TEL) 43-6892(FAX) iryo@city.ako.lg.jp		
	重度障害者(児)医療費助成 <small>じゅうどしょうがいしや じ いりょう ひ じよせい</small> ・療育手帳A判定の知的障がいのある人 ・所得制限あり					

区 分	お ち 主 要 件	内 容	療育手帳			と あ さい お問い合わせ先
			A	B ₁	B ₂	
日 常 生 活	けん しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 県・心身障害者扶養共済制度 ちてきしょう ひと ふよう さい みまん しんぞく ・知的障がいのある人を扶養する65歳未満の親族 かにゅう せいめい ほけん けいやく たいしょう が加入できる(ただし、生命保険契約の対象とできな い疾病・障がいを有しないこと)	かけきん げつがく 【掛金月額】 くち えん えん 1口 9,300円～23,300円 かけきん めんじょ きてい (掛金免除規定あり)				しゃかいふくし か 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	かにゅうしゃ しぼう 【加入者死亡のとき】 げつがく くち えんしきゅう 月額(1口) 20,000円支給 しょう しゃ しぼう 【障がい者死亡のとき】 かにゅう きかん おう ちょういきん しきゅう 加入期間に応じて弔慰金を支給	●	●	●		
	しんしんしょうがいしゃとうかみ きゅうふ 心身障害者等紙おむつの給付 ざいたく ちてきしょう ひと ちょうき ・在宅の知的障がいのある人で長期にわたってねたき りょうじ しょう ひつよう ひと りの常時おむつの使用が必要な人 しょうとく せいげん ・所得制限あり	にち あ くみ げんどう きゅうふ 1日当たり4組を限度として給付する	▲	▲	▲	
援 護	ひょうごけん ざいたく じゅうどしょうがいしゃせいかつ 兵庫県在宅重度障害者生活 環境改善資金貸付事業 かみきょうかいげんしきんかじつけぎょう (児)	りょういくてちょう しょうじしゃ そうごうはんてい もの ・療育手帳の所持者であって、総合判定「A」の者 かじつけ げんどうがく えん 貸付限度額 1,000,000円 しょうかん きかん ねん いない すえおき ご ねん いない むりそく 償還期間 1年以内据置後6年以内無利 息	●			ひょうごけんて いくせいゆい 兵庫県手をつなぐ育成会 078-242-4644(TEL) 078-242-4069(FAX)
	しんしんしょうがいしゃ じ しか しんりょうじよ 心身障害者(児)歯科診療所 いっばん しか いいん じゆしん こんなん ちてきしょう ひと ・一般歯科医院で受診困難な知的障がいのある人 けんこう ほけん てきょう じこ ふたん ぶん かくじ ふたん ・健康保険適用にかかる自己負担分を各自負担 しょうかい しゃかい ふくし か しんきつ ilyak ひつよう ・初回は社会福祉課で診察の予約が必要	しかしんりょうじよ しんりょうおよ よぼう そ ち 歯科診療所における診療及び予防措置 しゅうかい か ちく ごご じ ぶん (週2回火・木の午後1時30分～ じ そうごう ふくし かいかない 4時 総合福祉会館内)	●	●	●	しゃかいふくし か 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp

区 分	お ち 主 な よ う け ん 件	ない よ う 容	りょういくてちょう 療育手帳			と あ さ き お 問 い 合 わ せ 先
			A	B ₁	B ₂	
日 常 生 活 支 援 護	しょうしゃふくし りょうじよせい 障がい者福祉タクシー利用助成 (タクシー利用券の交付)	ざいたく りょういくてちょう しょうじしゃ ・在宅の療育手帳A・B1所持者	えん そうとうがく ふくし りょうけん 500円相当額の福祉タクシー利用券を1 つき まい こうふ 月あたり4枚交付する	●	●	
	じゅうどしんしんしょうがいしゃ じ じどうしゃ 重度心身障害者(児)自動 ねんりょうひ じよせい 車燃料費助成	いかの がいとう ひと 以下の①～③すべてに該当する人 ざいたく しんたいしょうがいしちやう きゆまた きゆう こうふ う ①在宅の身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた ひと りょういくてちょう こうふ う ひと 人で、かつ療育手帳Aの交付を受けた人 しがい しょうがひくし じぎょうしょう とう つうしょ ②市外の事業所で、生活介護、短期入所、児童発達 りょうひ いちぶ ねんかん えん じょうげん 支援、放課後等デイサービスを利用している人 料費の一部を年間24,000円を上限として じよせい 助成する。	しがい しょうがひくし じぎょうしょう とう つうしょ 市外の障害福祉サービス事業所等へ通所す るために使用する自家用車の運行に伴う燃 りょうひ いちぶ ねんかん えん じょうげん 料費の一部を年間24,000円を上限として じよせい 助成する。	●		
	しょうがいしせじゆうたくかいぞう ひょう じよせい 障害者住宅改修費用の助成	しょうがい じたく せいかつ きぼう ちてき しょう ・生涯にわたり自宅での生活を希望する知的障がいのあ る人 かいご ほけん よう かいご にんてい う ひと かいご ほけん きゆうふ (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付 ゆうせん を優先)	じゅうたくかいぞう ひょう およ たいしん しんだん かか 住宅改修する費用及び耐震診断に係る けいひ いちぶ じよせい 経費の一部を助成する さいこう げんと がく えん 最高限度額 1,000,000円 しよとくじょうきょう ※所得状況による	●	●	●
	しょうがいしやとうにちじょうせいかつ しょう ぎゆ 障害者等日常生活用具の給 付	しんない じゅうしよ しょう ひと しょう およ ていど ・市内に住所のある障がいのある人で障がい及び程度に よる制限あり(所得に応じて自己負担あり) かいご ほけん よう かいご にんてい う ひと かいご ほけん きゆうふ (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付 ゆうせん を優先)	にちじょうせいかつ りべん ほか せいかつ しょうぐ 日常生活の利便を図るため、生活用品を きゆうふ 給付	●	●	●
相 談	あこうし しょう しゃ きかん そうだんしえ 赤穂市障がい者基幹相談支 援センター(え～る)	しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう ほんたつしょう ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、 なんびょうとう 難病等 しょう しゆべつ ねんれい てちょう うむ と (障がいの種別や年齢、手帳の有無は問わない)	しょう ひと かぞく す な ちいき ちた せいかつ おく 障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域でより豊かな生活を送れる まどぐち でんわ ほうもんとう そうだん たいおう よう、窓口・電話・訪問等での相談に対応する	●	●	●
		とくしゆ とうぶ ほご ほう とくしゆ べんき かさい けいほうき じどう しょうかき でんじ ちやうりき ・特殊マット・頭部保護帽・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器		●		
		かみ のうげんせいうんどう きのう しょう したい ふじゆう きゆういじょう ちてき しょう ・紙おむつ(脳原性運動機能障がいによる肢体不自由2級以上かつ知的障がい)		●	●	●
					しゃかい ふくしか 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp	
					あこうししょう しゃ 赤穂市障がい者 きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター 43-6837(TEL)45-3396(FAX) kikansodan@city.ako.lg.jp	

区 分	お 主 要 件	内 容	療育手帳			と あ せ き お問い合わせ先		
			A	B1	B2			
相 談	ひょうごけんないざいじゆうのしょうがいしゃおよびその家族等 兵庫県内在住の障がい者及びその家族等 (しょうがいの種別や等級、手帳の有無は問わない)	さまざまなや たい そうごうできそうだん う 様々な悩みに対して総合的に相談を受ける。 そうだんにちじげつようび きんようび [相談日時]月曜日～金曜日9:00～16:30 しゆくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く	/			ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-242-4260(FAX) shogaisha110@hyoshinkyo.jp		
	しょうがいしゃ べんごし ふくし せ 障害者のための弁護士・福祉専 門職による無料法律相談	べんごし ふくし せんもんしよくさんしやうじつつわ つか 弁護士と福祉専門職が三者同時通話システムを使って むりよう たいおう 無料に対応。 そうだんにちじまいしゆう か もくようび [相談日時]毎週火・木曜日13:00～16:00 しゆくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く				ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-242-4261(FAX)		
	しょうがいしゃ むりよう 障害者のための無料スマホ・パソ ン相談室	しょうがいしゃ すまほ ばそこん そうごうそうだんまどぐち 障害者のためのスマホ・パソコン総合相談窓口 そうだんにちじげつか すいきん [相談日時]月・火・水・金10:00～16:00 しゆくさいじつ ねんまつねんしのぞ ※祝祭日、年末年始を除く				ひょうごけんしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-242-4262(FAX) digital@hyoshinkyo.jp		
税 の 控 除 等	しょうとくぜい 所得税	ほんにん こうじょたいしょうはいくうしやまた ふよう しんぞく ちてき しょう ・本人、控除対象配偶者又は扶養親族に知的障 がいのある人がいる場合	しょうとくこうじょがく 所得税控除額	まんえん 27万円	●	●	あいおいぜい む しょ 相生税務署 0791-23-0231(TEL)	
	じゅうみんぜい 住民税	ちてき しょう ひと ・知的障がいのある人	ごうけい しょうとく きん がく まんえん いか 合計所得金額が135万円以下 きゆうよしゆうにゆう ばあい えん (給与収入の場合、2,043,999円 以下) の場合、個人住民税非課税	まんえん 40万円	●			ぜい む か 税 務 課 43-6803(TEL) 43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp
	そうぞくぜい 相続税	しょう ひと そうぞく ばあい ・障がいのある人が相続した場合	そうぞくぜい 相続税からの こうじょがく 控除額	さい げんざい ねんれい (85歳－現在の年齢)× まんえん 10万円		●	●	
				さい げんざい ねんれい (85歳－現在の年齢)× まんえん 20万円	●			

税の控除等	軽自動車税種別割 けいじどうしゃ ぜいしゅべつわり	じゅうどまた ちゅうど しんしんしょう ひと も ひと ・重度又は中度の心身障がいのある人、若しくはその人と せいけい いつ ひと うんてん しょう しゃ よう きょう 生計を一にする人が運転し、もっぱら障がいの用に供す じどう しゃ してい きじつ しんせいひつよう る自動車（指定の期日までに申請必要）	げん めん 減免 しょう くぶん ていど ※障がいの区分と程度により がいと う ばあい 該当にならない場合があります	●	●	ぜいむか 税務課 43-6803(TEL)43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp
	自動車税種別割 じどうしゃ ぜいしゅべつわり	けんぜいじむしょ うけつけ がつ がつ がつちゅう うけつけ ・県税事務所での受付は4月～2月(3月中は受付できません)	くわ し ぜいむか たつの けんぜい 詳しくは、市税務課または龍野県税 じむ しょ と あ 事務所にお問い合わせください	●	●	たつの けんぜいじむしょ 龍野県税事務所 0791-63-5130(TEL) 0791-63-2560(FAX)
	自動車税環境性能割 じどうしゃ ぜいかんきょうせいのわり 軽自動車税環境性能割 けいじどうしゃ ぜいかんきょうせいのわり	じょうき じどうしゃ しゅとく ばあい ・上記自動車を取得する場合	げんめん 減免 しょう くぶん ていど がいと う ばあい ※障がいの区分と程度により該当にならない場合 じょうげん があります。また、上限があります。	●	●	ひめじけん ぜいじむしょ 姫路県税事務所 079-231-4105(TEL)

区 分	お 主 要 な 件 内 容	療育手帳			お問い合わせ先		
		A	B1	B2			
交 通 機 関 公 共 料 金 等	NHK放送受信料 ほうそうじゅしんりょう	ちてき しょう ひと せたい せたい こう ・知的障がいのある人がいる世帯で、かつ、世帯構 せい いん ぜん いん しちやうそん みんぜい ひかぜい ばあい 成員全員が市町村民税非課税の場合	ぜんがく めんじよ 全額免除	●	●	●	じゅしん りやうまどぐち NHK受信料の窓口 0570-077-077 (ナビダイヤル) ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後6時 ※土・日・祝日も受付
	J R 運賃 うんちん	だい しゅりやういくてちやうしよじしゃ かいじよしゃ りやう ば ・第1種療育手帳所持者が介助者と利用する場 あい きより せいげん きやうこう ぶく 合、距離制限なし、急行も含む	ほんにん かいじよしゃひとり わりびき 本人と介助者1人5割引 ていき じやうしゃけん たいしやう (定期乗車券も対象となる)	●	●	●	かくえきまどぐち J R 各駅窓口 てちやうていじ (手帳提示)
	私鉄運賃 してつ うんちん	りやういくてちやうしよじしゃ ・療育手帳所持者	ほんにん わりびき 本人のみ5割引	●	●	●	

の 割 引 び き	せんぱく 船舶カーフェリー	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	くわ かせんぱく かいしま 詳しくは各船舶カーフェリー会社窓 どぐち かくにん 口でご確認ください	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口
	みんかん こうえい 民間・公営バス	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	くわ かく がいしゃまどぐち か 詳しくは各バス会社窓口でご確 かくにん 認ください	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口
	こくない こうくう ろんちん 国内航空運賃	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	くわ かくこうくうがいしほまどぐち 詳しくは各航空会社窓口でご かくにん 確認ください	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口

めい しょう 名 称	く 区 分	おも な よ 要 件	ない よ 容	りょういでちょう 療育手帳			と あ さ き お問い合わせ先
				A	B1	B2	
交 通 機 関 ・ 公 共 料 金 等 の 割 引	ゆうりょうどうろく わりびき せいど 有料道路割引制度 (ETCを使用する場合)	かいご しゃ だい しゅりょういくてちょう しよじしゃ の じ か ・介護者が第1種療育手帳所持者を載せて自家 よう じどうしゃ ちじん じかようしゃ とら うんてん 用自動車、レンタカー、知人の自家用車等を運転す る場合 ・第1種療育手帳所持者がタクシー等に乗車する場 あ 合	わりびき しゃくしよしゃかいふくしか しょうめいりう じぜん 5割引(市役所社会福祉課で証明を受け、事前 とうろく しやりよう しゃさいき つうこう 登録した車両・ETCカード・ETC車載器での通行 ひつよう が必要) じぜん とうろく しやりよほがい つうこうじ げんきん ※事前登録した車両以外での通行時は、現金 わりびき ていじ わりびききようかめう レーンにて割引シール提示により割引適用可能	●	●	●	しゃかい ふくしか 社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	ゆうりょうどうろく わりびき せいど 有料道路割引制度 (ETCを使用しない場合)	かいご しゃ だい しゅりょういくてちょう しよじしゃ の じ か ようじど ・介護者が第1種療育手帳所持者を載せて自家用自 うしゃ ちじん じかようしゃ とら うんてん ばあい 動車、レンタカー、知人の自家用車等を運転する場合 だい しゅりょういくてちょう しよじしゃ とら じようしゃ ばあい ・第1種療育手帳所持者がタクシー等に乗車する場合	わりびき しゃくしよ しゃかい ふくしか ひつようじ こう 5割引(市役所社会福祉課で必要事項 きにゆう てちょう りょうきんしはら じ ていじ を記入した手帳を料金支払い時に提示 する)	●	●	●	
	たくしー タクシー運賃	りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者	わりびき 1割引	●	●	●	かくかいしゃまどぐち 各会社窓口 てちょうていじ (手帳提示)
そ の 他	ちゅうしゃきんし じまがい してい しゃひょうしょう 駐車禁止除外指定車標章の こうふ 交付	りょういくてちょう しよじしゃ 療育手帳A所持者	げん しょうちゅう しやりよう どうるひょうしき どう 現に使用中の車両について、道路標識や道 ろ ひょうじ ちゅうしゃ きんし ばしよとう 路標識で駐車を禁止している場所等における ひつよさいしよげん ちゅうしゃ みと せいかつ りべん はか 必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図 ちゅうしきんしじまがいしていしやひょうしょう こうふ るため「駐車禁止除外指定車標章」を交付 する。	●			あこう けいさつしよこうつうか 赤穂警察署交通課 43-0110(TEL) 45-0110(FAX) しんせい か ※インターネットでも申請可 くわ ひょうごけん けいさつ かくにん 詳しくは兵庫県警察ホームページをご確認ください

区 分	お ち 主 名 称	な 要 件	内 容	療育手帳			と あ さい お問い合わせ先
				A	B1	B2	
そ の 他	ゆずりあい駐車場	知的障がいのある人で一定の要件を満たす人	兵庫県が県内共通の「兵庫県ゆずりあい駐車場利用証」を交付	●			社会福祉課 43-6809(TEL) 45-3396(FAX)
	ミライOID	療育手帳所持者	障がい者手帳の情報を読み込み、スマートフォンで表示できるほか、マイナポータルと手帳情報の連携が可能	/			（株）ミライO お問い合わせフォームより お問い合わせください
福 祉 資 金	生活福祉資金の貸付						
	① 生業を営むために必要な経費	新規開業、事業継続のため一時的に必要な経費で、恒常的に必要な経費を除く（今後、安定した収入を確保できない事業、他の負債への返済、事業の運転資金、人件費、生活費の貸付はできない）	4,600,000円以内				
	② 技能習得に必要な経費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校およびその他各種学校(通信制、定時制を含む)の在学期間を通じて必要となる経費	5,800,000円以内	●	●	●	社会福祉協議会 42-1397(TEL) 45-2444(FAX) ako-shakyo@ako-shakyo.jp
	③ 就職・技能習得等の支度経費	貸付対象である者が、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校およびその他各種学校(通信制、定時制を含む)の入学にあたり、入学時または入学前に必要となる経費（受験料の貸付はできない）	500,000円以内				
	④ 住宅の増改築、改修等経費	住宅の増築、改築、拡張、補修、保全のために必要な経費	2,500,000円以内				

区 分	内 容	療育手帳			お問い合わせ先
		A	B1	B2	
日常生活	<p>⑤福祉用具購入経費</p> <p>・日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に必要な経費</p> <p>1,700,000円以内</p>				
日 常 生 活 支 援	<p>⑥障がい者自動車購入経費</p> <p>・障がい者が自ら運転する自動車、または障がい者と生計を一にする者が、当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための自動車を購入する場合(通院およびリハビリに使用する自動車)/(通園、通勤、通所等の送迎に使用する自動車)</p> <p>・オプション費用については上限100,000円</p> <p>・必要総額に対し、20%以上の自己資金が必要</p> <p>2,500,000円以内</p>				
	<p>⑦中国残留邦人年金追納に必要な経費</p> <p>・国民年金の保険料免除期間とみなされた期間について、保険料の追納に必要な経費</p> <p>5,136,000円以内</p>	●	●	●	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 42-1397(TEL) 45-2444(FAX) ako-shakyo@ako-shakyo.jp
	<p>⑧障がい者サービス等に必要な経費</p> <p>※障害者総合支援法による障害福祉サービス受給中の世帯が対象</p> <p>・サービス受給期間中、生計維持するのに必要な経費(家賃、光熱水費、食費、被服費等)</p> <p>2,300,000円以内</p>				
護 理	<p>⑨その他日常生活上一時的に必要な経費</p> <p>・日常生活上一時的に必要な経費で、その費用の支払いがなければ今後の生活に支障を及ぼす恐れがあると思われる経費(生活費など根拠を明らかにすることのできない費用、家賃等の滞納、公共料金の未払金、借入金の返済の貸付はできない)</p> <p>500,000円以内</p>				
※すべて無利子(ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%)					